



大洋より「こまめくん」は社内向けに発行しているものです。お取引のある皆様により一層弊社のことを知って頂きたいと思い、勝手ながらお送りさせて頂いています。ご笑覧いただければ幸いです。



第66号

【社長から～心にとめておきたい言葉】

今日一日、怒らず、恐れず、悲しまず、正直、親切に！

【まごころ通信】by小峰裕子

第56話 大和言葉

例えばお客さまからのアポイントに対して、断らなければならないとき何と答えていますか。「無理！」とは、まさか言いませんよね。「出来ません」も相手によってはどうでしょう。「あいにくですが、〇〇はいたしかねます」と言う方が丁寧ですし、表現が和らぎます。

よく耳にしますが「〇〇は今おりませんが」より、「あいにく〇〇は不在にしております」の方が、より相手を気遣った物言いになっていることに気が付きます。この「あいにく」という表現は「大和言葉」と言って、日本に元々あった言葉なのです。

「あいにく」は「あやにく」が変化したもので、たいそう憎いことをいうそうです。(奈良大学教授・上野誠氏著書より)「本当なら社長はいるべきなのに、不在なことが憎い、それぐらい残念だ」という気持ちを、「あいにく」という4文字で相手に伝えているのです。「恐れ入ります」「せっかくですが」「申し上げにくいのですが」「差し支えなければ」「おかげさまで」「ご面倒でなければ」、これらもすべて大和言葉です。思えば仕事の場面で結構使っていますし、そう考えると自然に口に出来るようになったら立派な社会人の仲間入りです。入社して1年に満たないスタッフには「りょ！」「了解！」ではなく「かしこまりました」と大和言葉で対応が出来るように、熟練スタッフは「お力添えをお願いします」。

端的な表現になりがちな仕事の場面だからこそ、直言を避け間接的な言い回しの方が相手方も受け入れやすくなるように思いますが、いかがでしょう。電話やメールは特にそうです。言葉の選び方ひとつで損をしているとしたら「もったいない」ことです。思いやりがさりげなく伝わる大和言葉、大切にしたいですね。



■□■—————8月の記録—————□■□

【今月の自己申告ノルマ:達成】

今月は、酒匂さんが自己申告した売り上げ目標を達成しました。社長より業績給が支給されます。

【今月の売上トップ】

賃貸仲介手数料トップ 藤原さん
売買仲介手数料トップ 酒匂さん



【今月の管理受託物件】

今月の管理受託はありません。
がんばりましょう。



【酒匂店長より】

接客態度は大丈夫ですか？もし悪く感じられたら会社にとって大損害だと思っています。へりくだる必要はありませんがいつでも接客は誠実丁寧に。

【8月の社内研修会】強制参加

8月9日(木) 16:00～17:30

テーマは「賢い保険の選び方」。講師はファイナンシャルプランナーの檜原寛子さんでした。社長と飲む日は箱崎の「てんてこ」でした。



【しあわせ倍増コラムのご案内 ホームページ掲載】

小峰裕子さんがWEBコラムを執筆しています。今月のタイトルは『空室対策とプラスの循環の作り方』です。HPでは、ブログやフェイスブックなどで日々の取り組みや様子を観ることが出来ます。

<http://taiyo-f.jp/column>

【小峰裕子さんが講師を務めました】

8月4日(土)箱崎校区夏祭りのお手伝いでした。

8月5日(日)小峰裕子さんが九州電力主催セミナーで講師を務めました。テーマは「～感謝を伝えるありがとう～子どもを幸せにする相続」でした。

8月21日(火)～22日(水)小峰裕子さんがCPM受験講座を受講しました。テーマは「プロパティマネージャーに必要とされる人材管理」8月25日(土)～26日(日)は「プロパティマネージャーのためのマーケティングとリーシング」でした。



【レッツスタディ】No.66 文責:酒匂房信

敷地内に「違法駐車」があったら

まず、敷地内に違法駐車がある場合、初動として下記の選択肢があります。

- ①警察へ通報
- ②所有者が現れるまで待つ
- ③損害賠償請求

①警察へ通報の場合、依頼できるのは注意のみ。警察は民事不介入ですので、連絡先が判明すれば注意を促してくれる程度、それ以上は何もできません。連絡が取れ、移動して頂けるだけラッキーです。

②所有者が現れるまで待つという選択肢の場合、どのような方がいつ来るのか分からないのは、このご時勢いかなもののでしょうか。(当社スタッフは鉄パイプを持った人に追いかけられた事があります。)

③残すは損害賠償請求、所有者を特定し賠償請求を起こします。専門家に依頼し相手方の特定、請求を行なわなければなりませんので費用はそれなりに必要です(10万円程度)。違法駐車がある場合にはそれ相応の費用と手間がかかるというわけです。

では、違法駐車がそのまま放置され長期間敷地内を占有してしまった場合はどうなるのでしょうか。損害賠償請求でも10万円程度との事でしたが、先方が要求に応じずに裁判(明渡訴訟)になり、100万円程度費用がかかったケースもあるのだとか...違法駐車ってたちが悪いですね。では、結果的に何をすべきか。

それは「違法駐車されない」環境を作ること。看板や防犯カメラ設置、駐車場出入り口の施錠を行なうなど、事前に阻止する事が何より大切とのこと。私達が注意深く建物の見回りを行っているのも、理由があるということに改めて肝に銘じましょう。

※違法駐車ではいけないこと。

ロックをかける・車両が出られないよう通せんぼする・嫌がらせのように注意文を粘着性のあるもので貼る等、相手方の妨げとなる行為。やられたらやり返すということは認められていません。(自力救済)



■□■———9月の予定———□■□

【9月のお誕生日】

9月1日 藤原晃子さん



【特別社内研修】全員強制参加

9月6日(木)店舗営業は14:00で終了してください。
14:00～ コンプライアンス清掃
16:00～ 社内研修会 テーマは「相続開始から相続税納付までの話」、講師は酒匂房信さんです。
18:00～ 社長と飲む日

【月次報告会議】任意参加

9月4日(火)7:40～8:00
8:00～8:30は町内清掃を行います。

【素直塾】全員強制参加

9月25日(火)17:00～18:00
18:00～本会議(任意参加)

【月次営業会議・異見会】

9月11日(火)18:00～19:00

【早朝勉強会】任意参加

9月18日(火)8:30～8:50
テーマは「外国人入居申込みと契約の要点」です。

【今月の社員】 若林 葉平

良質で美しい文章とは何だろうと考えることがたまにあります。私たちが普段目にする多くの文章の中でハッとさせられるものは意外にも、というよりほとんどありません。例えるなら良質な文章というのは、いつもの帰り道で茜色の夕日を見るようなものです。いつも見るようなものではないからこそ、そこに価値が生まれるのでしょう。

川端康成「雪国」の『国境の長いトンネルを抜けると雪国であった』という一節は名文としてあまりにも有名です。なぜこの文章が美しいのかは多くの評論がありますが、共通するのはこの文章には色があることです。文章というものはどんなにページをめくろうとも、白い紙に黒い印字しかなく色がありません。ですが川端の書いた文章には色があります。私たちは川端の淡々とした文章の中に驚くほど多くの色彩を感じ、その中に茜色の夕日を見ることになるのです。日々魅せられる文章を書けるようになりたいなと思いつつ。

